

外国人差別問題の現状と課題 仲尾 宏

－日本社会の同じ構成員である人びとの人権を考える。

はじめに 外国人の人権はなぜ保障されねばならないか。

- ・「世界人権宣言」1948.12.10. 第3回国連総会において採択。
- ・「国際人権規約」1966・12.16. 第21回国連総会において採択。日本は1979年批准。
 - A規約. 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約
 - B規約. 市民的及び政治的権利に関する国際規約

☆A/B共通の条文(第2部第二条1.2.3 1項)

「この規約の各締約国は、その領域内にあり、かつその管轄の下にあるすべての個人に対し、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしにこの規約において認められる権利を尊重し、及び確保することを約束する。

- ・「日本国憲法」1947.5.3施行。

☆第11条「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」☆第98条2項「締結した国際条約および確立された国際法規の誠実遵守義務」

1. 現代日本の外国人住民－外国人登録者総数は200万超。(表参照)

- ①戦前・戦中の日本は海外への移民奨励と植民地(朝鮮・台湾からの移入促進－棄民政策と軍事優先の強制労働)
 - ②旧植民地出身者「現行法上の特別永住者」は1952・4.28日まで「外国人登録対象者」であると同時に潜在的には日本国籍を保持し、同日付、本人の意思不問で国籍を剥奪
 - ③戦後、海外からの入国・居住はごく限定的に査証を与えた。(特定業務・教育等)
→②に対しては外登法・入管法で在留管理の徹底。③に対しては出入国管理の徹底。
 - ④1989年入管法改定。日系南米人を定住者としての限定的入国と就労を認める。(1991)だが他の短期査証等で就労者が続出。1993年「技能実習制度」実施。看護・介護も。
 - ⑤地域での統合政策(言語・教育・医療等)欠如のまま軋轢増加。法務・警察当局は治安対策中心に対応。→地方自治体の困惑→2001年「外国人集住都市会議」結成。
- ・2006年総務省「多文化共生に関する研究会報告」・2009年内閣府「定住外国人支援推進室」・2011年「日系定住外国人施策に関する行動計画」を策定。

→系統的な「移民受け入れ」「外国人統合政策」の欠如。→人権感覚が希薄だった。

2. 当事者からみた外国人 (表 1・2)政策、日本と日本人社会 (表はいずれも2011年末)

①特別永住者 (約39万人弱) 旧外登法下では1)指紋押捺・登録証の常時携帯義務。2)就職差別 3)通称名の社会的強要 4)結婚差別 5)居住差別。6)教育差別。

②南米日系人など。(約25万人)

1)非正規労働者 (契約・派遣) →低賃金・不安定な職場 3)子どもの教育 4)医療

③中国・韓国人、フィリピンその他のアジアからの出身者

1)非正規労働者も。2)国際情勢の変動による偏見 3)居住差別 4)「帰国者」問題。
→住みにくい。だが生活維持・貯金のためには..。

④非正規滞在者 1) いつ発見されるか、という不安。以下、②と同じ..。

3. 改正入管法 (外登法の統合) (2012・5・9 施行) のによる変動。

①特別永住者 1991 年の入管特例法の在留資格はそのまま。外登証の常時携帯義務は無くなった。再入国条件の緩和。(2年以内)

1) 外国人住民登録→住民票写しの発行。(通称名記載) 特別永住者証明書には不記載
前住所は空欄→3)の問題。前住所を確認するには除票の保存が必要。

2) 韓国籍者の場合、韓国国内法による登録基準地の確認が必要。家族関係証明書も。

3) 印鑑証明書と不動産登記者の氏名・住所の一致が必要。

4) 外国人登録原票写しは本人が法務省入管局へ直接請求する。

5) 住所の移転 (転出・転入) 手続きは日本人と同一。怠れば過料と罰則。

②中・長期滞在者 あらたに入管局が「在留カード」を発行。(見本参照)

1)常時携帯義務。顔写真付き。2)就労制限・資格外活動許可の有無明記。

2)氏名はローマ字表記。漢字圏出身者は日本語の「正字」使用。

3)官憲に対し「提示義務」。拒否者には罰則→懲役刑の場合は退去強制も。

☆①②とも I Cチップにより法務省入管にすべての個人情報提出される。(図1)

☆雇用者 (企業)、留学生受入れ機関は雇用 (学習) 状況報告書提出が義務。(表3)

③非正規滞在者は「在留カード」は交付されない。→約8万人が「見えない存在」へ。

1)自治体の行政サービスからの排除が可能となる。(表4)

2)在留資格を失った人への退去強制拡大の恐れ→例)離婚者とその新住所登録。

3)子どもの就学・進学問題。

4)銀行口座開設、外国との送金問題。各種料金の振込問題。

5)短期滞在者が不動産取引等の当事者たりえないことが生じるのではないか。

☆③のカテゴリーには難民申請中の人、あるいは仮放免者も含まれる。

まとめ

- ①・改正入管法は当事者の意見聴取なし。人権よりも管理強化。便宜よりも煩瑣。(*)
- ②・外国人入権基本法、地域社会統合指針などの総合的な法制的措置が必要。
- ③・体系的な移民政策の確立。(場当たりな受入れ策は当事者に苦痛をもたらしてきた)
- ④・異文化をもった人との交流と学びあい。(日本社会は異文化統合で成立している)
- ⑤・多文化共生の実践を地域から、職場から...。(みじかな違いに気づくこと)

日本国政府 GOVERNMENT OF JAPAN		特別永住者証明書 CERTIFICATE OF SPECIAL PERMANENT RESIDENT		第000000001号
氏名 NAME	性別 SEX	ICチップ	顔写真 (45×35mm)	
国籍の属する国等 NATION	生年月日 DATE OF BIRTH	〇〇〇〇年〇月〇日		
居住地 ADDRESS		この証明書は 〇〇〇〇年〇月〇日まで有効 です DATE OF EXPIRY		法務大臣 MINISTER OF JUSTICE

「特別永住者証明書」の券面表示(法務省資料より作成)

日本国政府 GOVERNMENT OF JAPAN		在留カード ALIEN RESIDENCE CARD		第000000001号
氏名 NAME CHIYODA JENNIFER YOKO	性別 SEX	ICチップ	顔写真 (45×35mm)	
国籍の属する国等 NATION カナダ	生年月日 DATE OF BIRTH	〇〇〇〇年〇月〇日		
在留資格 STATUS 留学	就労不可 就労するには資格外活動許可が必要		法務大臣 MINISTER OF JUSTICE	
在留期間・在留期間満了日 PERIOD OF STAY	2年・2008年12月31日			
許可の付与 DATE OF PERMIT 2008年12月31日	この証明書は 〇〇〇〇年〇月〇日まで有効 です DATE OF EXPIRY			
発付の日 DATE OF ISSUE 2008年12月31日	です DATE OF EXPIRY			
居住地 ADDRESS	未定。上陸から90日以内に住所を市町村の長に届け出なければ ならない。届け出た住所は裏面に記載する。			

「在留カード」の券面表示(法務省資料より作成)

表1 国籍・都道府県別

国籍	総登録人数	韓国・朝鮮	中国	ブラジル	フィリピン	ペルー	米国	タイ	ベトナム	インドネシア	英国	無国籍
計	2,078,508	545,401	674,879	210,032	209,376	52,843	49,815	42,750	44,690	24,660	15,496	1,100
北海道	22,029	5,226	9,560	155	1,259	39	985	275	158	217	358	8
青森県	3,987	1,010	1,403	20	568	4	327	82	67	98	27	4
岩手県	5,234	1,055	2,298	68	885	4	179	63	142	107	45	1
宮城県	13,973	4,109	5,679	138	974	41	528	206	181	222	119	10
秋田県	3,794	711	1,700	11	631	5	187	51	46	41	41	1
山形県	6,246	1,965	2,652	111	668	8	135	75	179	51	42	1
福島県	9,623	1,844	3,686	215	2,160	48	267	274	173	72	83	3
茨城県	51,598	5,470	14,401	7,427	7,944	1,932	668	4,522	1,020	1,801	222	38
栃木県	31,101	2,959	7,694	5,688	3,736	3,643	497	1,929	930	337	116	19
群馬県	41,963	2,887	7,350	12,909	6,036	4,708	464	886	1,780	610	121	34
埼玉県	119,727	18,377	47,816	9,123	16,552	4,178	1,808	2,670	3,700	1,145	660	79
千葉県	110,235	17,630	43,581	4,289	16,433	3,258	2,043	5,467	1,856	1,207	784	53
東京都	405,692	104,915	164,424	3,476	29,878	2,109	17,178	7,192	3,728	2,628	6,146	151
神奈川県	166,154	32,525	55,362	10,060	18,253	7,442	4,950	3,807	6,074	1,593	1,639	178
新潟県	13,374	2,150	5,342	373	2,169	73	341	393	264	322	82	8
富山県	13,729	1,291	5,651	2,737	1,747	46	175	113	236	124	36	2
石川県	10,783	1,913	4,906	1,181	637	67	228	158	509	292	70	3
福井県	12,176	3,116	4,251	2,510	1,233	83	132	188	157	110	21	6
山梨県	15,101	2,290	4,119	3,311	1,920	947	263	655	264	174	69	8
長野県	33,717	4,462	10,943	7,504	4,099	683	529	2,217	425	721	162	19
岐阜県	47,375	5,275	14,884	13,327	8,971	945	369	336	980	285	88	12
静岡県	82,184	6,216	13,116	33,547	12,517	5,445	855	1,143	2,111	1,743	216	25
愛知県	200,696	38,438	47,313	54,458	26,636	7,582	2,386	2,123	4,388	2,457	644	84
三重県	45,312	5,751	9,362	14,986	5,419	3,389	291	1,375	1,021	730	80	43
滋賀県	25,436	5,669	4,898	8,710	1,830	1,692	354	201	466	319	75	33
京都府	52,563	30,815	12,459	409	1,949	158	1,215	488	338	389	413	16
大阪府	206,324	124,167	52,392	3,001	6,177	1,237	2,575	1,888	3,411	1,254	842	71
兵庫県	98,515	50,438	25,253	2,872	3,477	906	2,265	699	4,484	761	640	72
奈良県	11,194	4,405	3,523	515	557	211	305	198	206	183	90	3
和歌山県	5,945	2,672	1,485	88	597	16	165	397	74	97	37	4
鳥取県	4,041	1,242	1,655	16	475	0	82	103	52	46	32	0
島根県	5,458	841	2,080	1,125	832	2	125	60	31	88	16	5
岡山県	21,488	6,268	9,554	1,183	1,503	143	312	161	693	423	114	6
広島県	39,261	10,334	14,559	3,043	5,145	670	672	661	1,336	801	197	21
山口県	13,825	7,288	3,735	154	1,101	31	351	92	231	223	51	4
徳島県	4,957	379	2,956	41	632	11	136	65	104	123	31	1
香川県	8,315	1,016	3,935	252	1,241	437	168	128	154	324	43	1
愛媛県	8,857	1,467	4,860	183	954	48	184	139	222	203	48	3
高知県	3,429	648	1,356	21	534	6	119	62	131	210	47	0
福岡県	52,555	18,390	21,551	302	3,707	243	1,167	426	1,004	662	409	17
佐賀県	4,259	848	1,865	13	534	1	112	59	150	245	28	0
長崎県	7,350	1,276	3,598	31	718	7	439	84	297	111	68	10
熊本県	8,944	1,122	4,602	54	1,368	12	346	129	243	207	100	11
大分県	10,118	2,565	4,118	65	1,088	41	263	238	334	253	60	1
宮崎県	4,311	639	1,902	26	591	7	208	101	41	325	68	2
鹿児島県	6,284	555	3,068	37	1,401	12	262	72	111	124	83	9
沖縄県	9,276	772	1,982	267	1,640	273	2,205	99	188	202	133	20

表2 在留資格別外国人登録者数の推移

在留資格	平成19年 (2007)	平成20年 (2008)	平成21年 (2009)	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)	構成比 (%)	対前年未 増減率(%)
総数	2,152,973	2,217,426	2,166,121	2,134,151	2,079,508	100.0	-2.6
永住者	869,988	912,361	943,037	964,195	987,525	47.5	2.4
うち一般永住者	439,757	492,056	533,472	565,089	598,440	28.8	5.9
特別永住者	430,229	420,305	409,565	399,106	389,085	18.7	-2.5
非永住者	1,282,987	1,305,065	1,243,084	1,169,956	1,090,983	52.5	-6.8
うち留学	170,590	179,827	192,668	201,511	188,605	9.1	-6.4
日本人の配偶者等	256,980	245,497	221,923	196,248	181,617	8.7	-7.5
定住者	268,604	258,498	221,771	194,602	177,993	8.6	-8.5
技能実習				100,008	141,994	6.8	42.0
家族滞在	98,167	107,641	115,081	118,865	119,359	5.7	0.4
人文知識・国際業務	61,763	67,291	69,395	68,467	67,854	3.3	-0.9
技術	44,684	52,273	50,493	46,592	42,834	2.1	-8.5
技能	21,261	25,863	29,030	30,142	31,751	1.5	5.3
永住者の配偶者等	15,365	17,839	19,570	20,251	21,647	1.0	6.9
企業内転勤	16,111	17,798	16,786	16,140	14,638	0.7	-9.3
投資・経営	7,916	8,895	9,840	10,908	11,778	0.6	8.0
教 育	9,832	10,070	10,129	10,012	10,106	0.5	0.9
興 行	15,728	13,031	10,966	9,247	6,265	0.3	-32.2
研 修	88,086	86,826	65,209	9,343	3,388	0.2	-63.7
そ の 他	207,900	213,716	210,223	137,620	71,366	3.4	-48.1

(注) 留学は、「留学」と「就学」の合算数、技能実習は、「技能実習1号イ」、「技能実習1号ロ」、「技能実習2号イ」及び「技能実習2号ロ」の合算数である。

新たな在留管理制度における情報の流れ

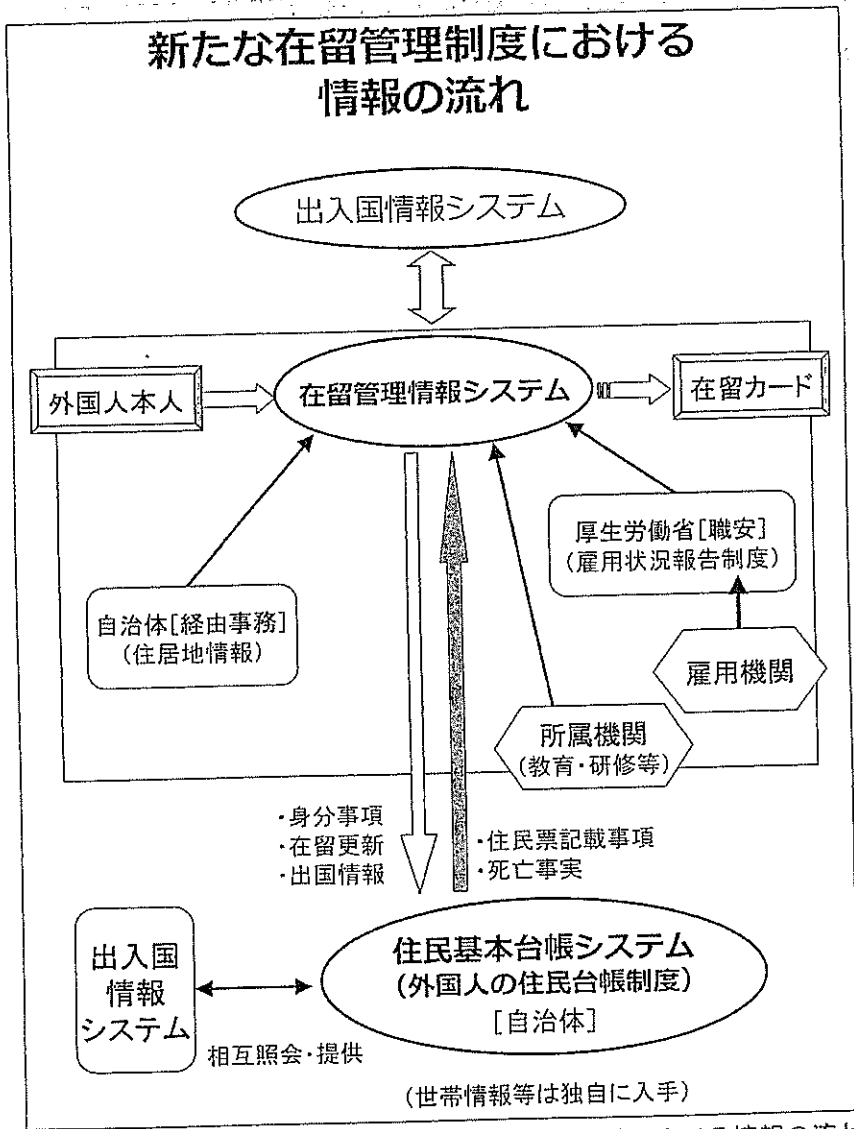


図 新たな在留管理制度における情報の流れ

表3 外国人本人／所属機関／雇用主の届出項目

在留資格	A. 在留カードの記載項目*1	B. 本人の届出項目*1	C. 所属機関の届出項目*1	D. 雇用対策法による届出項目
芸術				
宗教				
報道				
文化活動				
教授				
投資・経営				
法律・会計事務				
医療				
教育				
企業内転勤				
技能実習				
留学				
研修				
研究				
技術				
人文知識・国際業務				
興行				
技能				
家族滞在				
特定活動				
日本人の配偶者等				
永住者の配偶者等				
永住者				
定住者				

別表第一

別表第二

*1 改正入管法の規定による

現在の非正規滞在者への法・行政サービスの適用

制度	適用の可否	概要
労働基準法	○	最低労働基準
労働組合法	○	労働組合活動の保障
最低賃金法	○	最低賃金の確保
労働安全衛生法	○	職場の安全
労災保険	○	仕事上の負傷・疾病
雇用保険	×	失業時の保障
健康保険	×	私生活上の負傷・疾病
生活保護	×	最低生活の保障
学校教育	○	子どもの教育を受ける権利の保障
母子手帳	○	妊娠・出産支援
入院助産	○	出産費用援助
養育医療	○	未熟児医療
育成医療	○	障害児の先天性障害の除去・軽減
更生医療	△	育成医療の成人版(人工透析・HIV等)
結核治療	○	命令入所も含む
精神保健医療	○	統合失調症・うつ病等慢性精神疾患
小児慢性疾患	○	治療研究事業として
予防接種	○	
行旅病人	○	入院、定住所・定職なし、救護者なし
未払医療費補填制度	○	制度のある自治体に限られる
児童手当	×	小学校6年生まで

<参考資料> 外国人の医療と福祉に関する質問主意書及び答弁書(2000.4-5)より作成
 質問主意書: <http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/syuizyo/147/syuh/r147026.htm>
 答弁書: <http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/syuizyo/147/tauh/t147026.htm>

表4-1 現在の非正規滞在者への法・行政サービスの適用

(6)

改定入管法によると、中長期在留者は地方入管局で、上陸許可、在留期間の更新、在留資格の変更などの許可申請時に各種事項を記録され、在留カードの交付を受けます。また、在留期間の途中でも、登録事項の変更があれば14日以内に地方入管局窓口で届出をしなければなりません。

■中長期在留者が地方入管局に届け出なければならない事項

- 身分事項 氏名・生年月日・性別・国籍、それらに変更したとき
- 住居地 住居を定めたとき、転居したとき（住居地は、市町村の窓口で届け出る）
- 所属機関 名称と所在地、それが変更したとき、離脱（契約の終了）、移籍（契約の締結）したとき

■あまりにも大きい外国籍住民の負担

中長期在留者は、住居地以外の変更届出のために地方入管局に行かなければなりません。地方入管局と支局・出張所は、全国で76カ所にすぎません。しかしこれまでは、全国で1787の市町村（出張所などを含めれば窓口はその数倍）で、外国人登録の「在留期間更新／在留資格変更」以外の変更登録ができました。

とりわけ外国籍の高校生にとっては、16歳の誕生日までに学校を休んで地方入管局へ行き、在留カードを受領し、さらに14日以内に、また学校を休んで市町村窓口へ行き、在留カードに住居地を記載してもらい、そのカードを常時携帯することになります。その負担はあまりにも大きいといわざるをえません。

■入管法改定と金融機関＝P 2、3 ③ 4) 5)

1) 非居住者に口座開設に依ずるか。

- ・日本に居住性を有すること。・・・入国後、3～6ヵ月以上の滞在が基準？
- ・「在留カード」を所持していることが条件、とした場合の問題。
- ・留学・短期滞在者（3ヵ月）⇨・親の送金・給与受取りのため口座開設は必要。

しかし①給与を原資とする外国送金は拒否？

②公共料金の自動引き落としは？

- ・難民認定者 難民申請中のもの？⇨生活支援金給付が政府などよりなされる場合？
- 一時庇護者・仮放免者は？

2) 不動産取引

- ・「在留カード」非所持者は自己を証明するもがない⇨取引できない？
- ・運転免許証は発行されない？